

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

(1) 事業等の名称

令和8年度ハイヤーの供給に関する請負契約

(2) 事業予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務履行に必要となる技術又は設備等

仕様書のとおり

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他主管課長が特に必要と認める資格
公募仕様書1. の要件を全て満たすこと。
- (6) 契約は、令和8年度予算成立を条件とする。

3. 公募説明会

説明会は行わないでの、公募仕様書等で質問がある場合は、令和8年2月9日（月）午後5時までに、以下の連絡先まで問い合わせること。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房会計課調達室 担当：島田

電話：03-3580-3311（内線：5570）

メール：rie.shimada@mofa.go.jp

4. 応募申し込み

- (1) 応募申込書提出期限：令和8年2月10日（火）正午まで
- (2) 提出場所：上記3. に同じ

5. 提出すべき書類等：

- (1) 応募申込書
- (2) 資格審査結果通知書（写）
- (3) 公募仕様書2. に示す書類
- (4) その他提出を求める書類等

以上公告する。

令和8年1月5日

外務省大臣官房会計課長 菅原 清行

令和 年 月 日

(提出日を記載してください)

応募申込書

外務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

当社は、外務省が行う「令和8年度ハイヤーの供給に関する請負契約」の契約先となることを希望いたします。

また、公募仕様書の「1. 応募者に求める要件」で求められている要件を全て満たしていることを保証します。

公募仕様書

(令和8年度ハイヤーの供給に関する請負契約)

1. 応募者に求める要件

- (1) 営業区域「東京都特別区・武蔵野市及び三鷹市」の認可法人であること。
- (2) 一法人につき、24時間配車可能な車両を250台以上保有していること。
- (3) 請求書、請求明細書等の発行に係る事務手数料が一切かからないこと。
- (4) 公用車の代替措置として、月極契約を別途発注する（各社1～2台程度）ので、同業務については、月末〆した請求書、請求明細書及び付属証拠書類（走行記録日誌）を、外務省大臣官房会計課管理室に、翌月15日までに（令和9年3月分請求書については、特に速やかに）提出できること。
- (5) 上記（4）以外の発注に係る請求書、請求明細書及び付属証拠書類（高速道路料金の支払証拠書類等）については、見積書発行単位で作成の上、外務省大臣官房会計課調達室に、業務完了後1ヶ月以内（令和9年3月分請求書については、特に速やかに）に提出できること。
- (6) 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。
- (7) 別紙「業務仕様書」の条件を全て満たすことができること。

2. 提出を求める書類・資料

- (1) 応募申込書
- (2) 資格審査結果通知書（写）
- (3) 認可書（写）
- (4) 認可書に明記されていない料金設定等を有する者は、その内容を説明する資料

3. その他

- (1) 契約締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。

- (2) 月極契約のほかに、配車を依頼する可能性があるので、対応すること。
- (3) その際、車旗掲揚が可能な車両を求めることがあるので、対応可能のこと。
- (4) 公募の結果と必要ハイヤー台数の関係如何では、契約した場合でも実際にハイヤーの利用及びこれに伴う発注が発生しないこともあり得る。
- (5) 本公募に対し虚偽の応募を行った場合は、契約を無効にするとともに、同応募者に対し指名停止措置をとることがある。また、提出書類等に關し説明を求められた場合及び追加で書類の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (6) 本件公募により、令和8年度の契約相手先として内定した事業者とは、令和8年4月1日からの業務履行が円滑に遂行されるよう条件等につき協議を行うので速やかに対応すること。
- (7) 契約締結日は令和8年4月1日を予定（契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。）。

別紙

業務仕様書
(ハイヤーの供給に関する契約)

1. 受託者は、関連法令を遵守し、発注者の求めにより車両を供給する。受託者が発注者に対し供給する車両は、完全な機能を有するものとする。
2. 安全運転講習等を実施し十分な安全対策を講じること。
3. 車両には可能な限りドライブレコーダーの搭載を行うこと。
4. 車両の故障、その他の理由で運行不能となったときは、受託者は、速やかに当該車両の代車を提供しなければならない。
5. 本業務に係る運賃及び料金は、関東運輸局認可料金（以下「認可料金」という。）とする。
なお、有料道路の通行料、駐車料金、自動車電話通話料等は、実費加算とするので請求書とともに証拠書類を添付すること。
ただし、燃料代は受託者の負担とする。
6. 認可料金の改定が実施された場合には、受託者と発注者は協議の上、契約料金を改訂することができるものとする。
7. 認可料金の長期間契約運賃を適用する車両については、毎月末日に運行実績を集計の上、翌月、当該車両の運行記録書を添付し請求すること。
8. その他、発注者の求めに応じ、時間制運賃等を適用する車両については、その都度、見積書及び請求書を発行すること。
9. 本仕様書に定めのない事項については、受託者と発注者が協議の上、決定すること。

以 上